平成２２年（フ）第１９３８号
神奈川県横須賀市本町２丁目３番地小泉ビル２Ｆ
破産者　有限会社Ｂ―プランニング
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５７３号
相模原市南区相武台３丁目19番９号
破産者　有限会社ヒューマントータル企画
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２１１号
静岡市駿河区上川原１番８号
破産者　有限会社大誠工業所
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７号
愛知県蒲郡市竹谷町泉29番地の１
破産者　株式会社ダイメックス
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１３０号
愛知県豊川市上長山町東水神平８番地７
破産者　有限会社サッポロラーメン若松屋
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第５１号
三重県松阪市久保町1881番地81
破産者　株式会社ＤＩＮＧ　ＢＡＮＧ
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第５２号
三重県松阪市宝塚町738―１、住民票上の住所三重県松阪市川井町966番地２
破産者　森田　泰弘
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第６３号
三重県松阪市大口町408番地１
破産者　栗原　健二
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２３５６号
京都府城陽市寺田大川原88番地の４
破産者　サンコー電機株式会社
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９号
鹿児島県志布志市有明町山重11364番地、旧住所鹿児島県垂水市海潟1776番地１
破産者　米田　　惠
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２３１３８号
埼玉県越谷市大間野町１丁目64番地
破産者　有限会社藤本酸素運輸
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８０３号
栃木県小山市若木町２丁目10―８
破産者　飯塚　政実
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７２号
埼玉県越谷市大字平方3194―13
破産者　藤原　孝憲
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０２号
群馬県高崎市江木町1002番地４
破産者　アレスホーム株式会社
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６３７号
東京都港区芝５丁目13番５号
破産者　株式会社ユニテック東京
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２４８号
埼玉県吉川市保１丁目11―14
破産者　菊地　　丈
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３５４号
東京都大田区大森西４丁目１―２―304
破産者　吉田　敏江
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１００号
東京都大田区下丸子２丁目30―７―304
破産者　柴田　忠雄
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１７８号
東京都足立区鹿浜６丁目３番３号
破産者　有限会社キタムラ
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１７９号
東京都足立区鹿浜４丁目７―17―301、開始決定時の住所東京都足立区鹿浜６丁目３―３
破産者　北村　正和
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５３０号
東京都荒川区東日暮里４丁目25―10―401
破産者　古川　正行
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２９０号
静岡県伊豆市吉奈98番地
破産者　有限会社ＴＦＹ（旧商号有限会社東府屋旅館）
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部